別表第一に次の二号を加える。

六十一　一万円の貨幣のうち郵便制度百五十周年を記念するため発行するもの

素材	金
品位	純金
量目	十五・六グラム
形式	 
直径	二十六ミリメートル

六十二　一万円の貨幣のうち近代通貨制度百五十周年を記念するため発行するもの

素材	金
品位	純金
量目	十五・六グラム
形式	 
直径	二十六ミリメートル

別表第三中第五十一号を第五十四号とし、第四十二号から第五十号までを三号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十四　近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する五千円の記念貨幣　二万枚

別表第三中第四十号を第四十二号とし、第三十七号から第三十九号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の二号を加える。

三十七　郵便制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣　五万枚

三十八　近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣　五万枚

別表第三に次の二号を加える。

五十五　郵便制度百五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣　二万枚

五十六　近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣　二万枚

別表第四に次のように加える。

四十四　郵便制度百五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	十三万千八百十九円
四十五　郵便制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	一万六百三十七円
四十六　近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	十三万千八百十九円